

1. 議事日程

〔平成24年第3回安芸高田市議会9月定例会第19日目〕

平成24年 9月28日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 認定第1号 平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第2号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第3号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第4号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第5号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第6号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第7号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第8号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第9号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第10号 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第11号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第12号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第13号 平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第59号 安芸高田市の私債権の管理に関する条例 |
| 日程第16 | 議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第17 | 議案第64号 安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例 |
| 日程第18 | 議案第65号 安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例 |
| 日程第19 | 発議第2号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書について |
| 日程第20 | 発議第3号 「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度堅持」を求める意見書について |
| 日程第21 | 発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について |
| 日程第22 | 発議第5号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例 |

日程第23 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	熊高昌三	2番	前重昌敬
3番	石飛慶久	4番	児玉史則
5番	大下正幸	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

3番	石飛慶久	4番	児玉史則
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	永井初男	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
会計管理者	森川薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	益田茂樹	向原支所長	岡崎賢志
総務課長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	外輪勇三	事務局次長	山中章
主査	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介



午前10時00分 開会

○藤井議長 それでは、皆さんおはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より工事請負契約の締結について3件の報告がございました。
第2点、監査委員より平成24年8月分の例月出納検査の結果がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。
以上で終わります。

○藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において3番
石飛慶久君、及び4番 児玉史則君を指名いたします。
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き御
協議をいただいておりますので、その結果について、報告を求めます。
議会運営委員長 金行哲昭君。

○金行議会運営委員長 報告します。
本日の会議の運営につきまして、去る9月25日、議会運営委員会を開
き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告いたします。
追加案件となる、発議第2号から発議第5号までの4件の取り扱いにつ
いて協議を行い、それぞれ提案理由説明後、質疑、討論、採決を行い日
程に追加するように入れました。
以上で、報告を終わります。

○藤井議長 以上で、報告を終わります。



日程第2 認定第1号 平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について

○藤井議長 日程第2、認定第1号「平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定につ
いて」の件から、日程第14、認定第13号「平成23年度安芸高田市水道事
業決算の認定について」の件までの13件を一括して議題といたします。
本13件は、決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報
告を求めます。

決算常任委員長 亀岡等君。

○亀岡決算常任委員長 決算常任委員会の報告をいたします。決算常任委員会に付託されてお
りました認定第1号から認定第13号までの、平成23年度安芸高田市一般

会計11特別会計及び公営企業会計の歳入歳出決算の認定につきまして、委員会の審査の経過と結果について報告をいたします。

9月21日及び24日の2日間、決算常任委員会を開催し、市長、副市長、教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認し、予算効果と行政効果を慎重に審査をいたしました。平成23年度の決算規模は一般会計、特別会計を合わせた総額は、歳入が334億4,611万2,000円で、前年対比6.9%の減。歳出が320億950万6,000円で、前年対比7.7%の減となっております。23年度決算の特徴といたしまして、普通会計の性質別歳出において義務的経費が前年度より6.5%増の48%、投資的経費が11.7%減の14.2%となっており、普通建設事業費の減少などが主な要因と考えられました。

審査の中で出された特徴的な質疑と答弁は次のとおりであります。

一般会計におきましては、総務部の所管において議員より「職員の人材育成として民間企業等に派遣・研修をさせているが、派遣終了後の職員配置に活かされていないのでは」との質疑があり、執行部より「派遣研修において民間派遣の場合は、経営感覚や営業活動を学び、公務員とは違った分野の能力を発揮できるように研修させている。そのため、職員配置については、個々の能力、学んできたものを総合的に判断して行っており、今後も考慮しながら人選を行っていくことになる」との答弁がありました。

また、委員より「職員の法制執務能力向上の取り組みと今後どれぐらいの人材を育成しようとしているのか」との質疑があり、執行部より「広島県の法制執務関係の部署に今年度1名の派遣者を含め、現在3名養成してきている。また、係長以上の職員も指導者養成研修などにより、法制執務、政策形成部分の研修を受けさせて要請している。今後も引き続き、条例改廃をチェックできる職員の養成をしていきたい」との答弁がございました。

企画振興部の所管において、委員より「未来創造事業ではおよそ3,800万円の決算額となっているが、23年度実施された事業費の大まかな内訳は」との質疑があり、執行部より「広島安芸高田神楽東京公演の経費として約800万円を執行し、また23年度から市内22神楽団による金曜夜神楽を含めた金曜、土曜、日曜日の定期公演を実施した。この定期公演の実施に際し、神楽門前湯治村、かむくら座の施設改修及び設備充実等を含め、約2,000万円の業務を神楽門前湯治村へ委託し実施した」との答弁がありました。

市民部の所管において、委員より「ごみの資源化によるリサイクル補助金について、平成20年度に250万円だったものが、23年度では800万円ぐらいとなっているが、この効果はどれぐらい出ているのか」との質疑があり、執行部より「ごみの資源化は、平成20年度に比べ3倍強の回収量となり各地区で資源化は進んでいるが、それが直接芸北きれいセンターでの可燃ごみの減少につながっていない。このことについては、市の

北部地域で自家焼却されていたものが、きれいセンターの回収に回ったことにより増加につながっている実態がある。減少とまらない要因となっている。しかしながら、この補助金は地域振興活動の財源となっていることもあり、リサイクル活動が地域振興の一助となっていると考えている」との答弁がございました。

福祉保健部の所管において、委員より「生活保護対象となる世帯の調査体制はどのようになっているのか」との質疑があり、執行部より「新規の申請があれば、ケースワーカーが担当地区ごとに出向き、本人、扶養義務者等から直接話を聞き、査察指導員、課長、最終的に福祉事務所長が審査し、保護の認定または却下の決定を行う。保護認定の後は、担当ケースワーカーが保護対象世帯をその世帯の状況によって5段階に分け、1カ月に1回から1年に1回までの訪問調査を行う。その際、査察指導員も同行し直接聞き取りを行う場合もある」との答弁がありました。

また、委員より「老人クラブ連合会助成事業について、単位クラブ数、会員数ともに減少している中で、補助金交付額があがっているのはどういった要因があるのか」との質疑があり、執行部より「老人クラブから高齢者の見守り活動を単位老人クラブ、また連合会単位に行いたいとの要望があったため、予算付を行い増額したものである」との答弁がございました。

産業振興部の所管において、委員より「地域産業ブランド化推進事業のあきたかたのたからは認証品目がふえた感があるが、この認証基準と効果、販売量等の状況はどうか」との質疑があり、執行部より「23年度は特に食品等の認証が多く、特産品としてのバリエーションが広がったと考えている。認証の基準は、認証委員会で市の特徴を持ったもの、ユニークなもの、環境に優しいものなどについて採点され、その合計得点によって認証がなされる。昨年度はあきたかたのおたからセットが全体で1,110セットが販売され、約330万円の売り上げがあった。着実にブランドの認識がなされている」との答弁がありました。

教育委員会の所管にてついて、委員より「学習補助員・非常勤講師配置事業について、児童・生徒の立場で考えるとどのような成果があり、これをどのように考えているのか」との質疑があり、執行部より「児童へのアンケート結果では、勉強がよくわかる、好きになったといった肯定的な回答が寄せられ、子どもたちの学習意欲の喚起や基礎学力の定着といったところで効果が見られたと考えている」との答弁がありました。

特別会計につきましては、介護保険特別会計において委員より「23年度の要介護認定申請のうち、新規申請の占める件数は何件あるのか」との質疑があり、執行部より「安芸高田市における要介護認定申請は月に約300件程度の申請があり、このうち新規申請は月によって変動があるものの約60件程度となっている」との答弁がありました。

以上の審査の後、討論を行う中で一般会計決算において、賛成、反対の討論がそれぞれなされ、また特別会計では国民健康保険特別会計決算

において反対の討論がなされました。採決にあたっては、付託された13件の認定議案について、いずれも予算の執行及び財務に関する事務処理は適正に行われていると判断され、全て認定すべきものと決定をいたしました。

今後の主要施策で出された課題が成果となり得るよう、効率的な行政運営がなされることを望み、決算常任委員会の報告といたします。

○藤井議長

これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員

委員長の報告を聞きまして、基本的には賛成という形の報告でありましたが、審査の中で、いわゆるコンプライアンスに基づく統治状況、そういったものに課題があるのではないかというふうな質疑をさせていただきましたが、そういった質疑に対する答弁の中でコンプライアンスが守られていないというふうな答弁もありました。そういった点に関して、委員長報告の中には余りなかったように感じますが、その辺についての委員長の審査を通じての見解をお聞きしたいと思います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し、委員長の答弁を求めます。

亀岡等君。

○亀岡決算常任委員長

これについては、いろいろ公平公正な形で執行部のほうからもその辺の理由が説明をされ、その関係につきましては、特に条例問題等も御意見がありました。一応当該年度の決算としてはそれで一応審査をなされた、公平公正になされた。そういう見解でございます。

○藤井議長

以上で委員長答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員

委員長にお伺いをいたしますが、ただいまの報告の中では監査委員会の意見書に対する見解といたしますか、そういったことがあげられておりませんでした。私も全部傍聴したわけではございませんので、どういった点が討議されたのか、経緯があったのかわかりませんのでお伺いをいたしますが、監査意見書に対する委員会の受けとめ方はどうであったのか。そして、執行部のほうでその監査委員会の受けとめ方についてその意見、あるいはまとめについて執行部側に対して委員会としてどのように対応されたのか、御意見があったのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し、委員長の答弁を求めます。

亀岡等君。

○亀岡決算常任委員長

この件につきましては、監査委員さん出席の冒頭において、当日において一定の質疑もありましたし、また執行部もこの意見書を尊重されておいでだと。委員の中におきまして、とりたてて決算委員会においての御意見や問題指摘もございませんでした。そういうことで、今村監査

委員さんにおかれても御理解はいただいているものとこのように考えております。

○藤井議長 以上で委員長答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
続いて、本13件に対する一括討論を行います。
討論はありますか。
討論がございますので、これより本13件を個別に討論・採決を行います。

まず、認定第1号「平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありますか。

討論がございますので、まず反対討論の発言を許します。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について、反対の立場で意見を申し上げます。

まず、歳入歳出の数値的結果はある程度一定の評価はできるものの、経常収支比率等前年対比3.3ポイント悪化しております。とりわけ執行内容について必要な競争原理が働いていない部分が見受けられ、またコンプライアンスがなされていない事案があります。公平で公正な執行が行われていないと判断をさせていただきました。

具体的には、不必要な随意契約があると見受けられました。安芸高田市財務規則第98条によると、予定価格が130万円を越えないものとし緊急性や競争にそぐわない場合、あるいは有利な価格で契約を締結できる等の条件のみで随意契約は行われるものとなっております。一つの工事で1億4,000万円近い工事が随意契約を繰り返すことで行われていた実態もあります。工事入札あるいは業務委託等の全体でも件数で50%以上が随意契約、金額で40%近いものが随意契約となっております。ちなみに行政改革が進んでいると言われている三次市では、建設関係だけ見ると随意契約は10%に満たない数値です。必要な競争原理を働かせることで決算数値はさらに改善できることとなり、何より公平公正な予算執行が期待されるものと考えております。

コンプライアンスの問題として契約を守らない事業者に対し、その是正をせず事業を行っている実態もあります。契約を守られない場合は契約を解除し、さらにペナルティーも課すとなっておりますが、こういったことも全く行われておりません。

市民は条例を守り納税義務を果たしておられます。以上のものに条例違反を許すことで、真面目に義務を話対している市民、あるいは事業者に対してどう説明責任を果たせるのか、非常に私は疑問を持っております。

次に、情報公開を条例に基づいて行われていない事実がありました。

条例を守るべき執行者がこれを果たさないことでその情報をもとにチェックされるべき執行状況がチェックされず、緊張感のある行政執行がなされていない傾向があると考えております。

以上のような内容により、平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定に反対するものであります。

○藤井議長 次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 9番、宍戸邦夫です。私は賛成の討論を行います。

安芸高田市監査委員による平成23年度安芸高田市各会計歳入歳出決算意見書では、平成23年度予算の執行についてはおおむね適正であるということを確認しています、ということをごまかしておきます。

23年度も新規事業が多い中で、ワンストップ総合窓口事業、市民総ヘルパー構想策定事業の構想の明文化、安芸高田市ふるさと応援の会設立事業、多文化共生推進プラン策定事業、お太助タクシーチケット交付事業、神楽東京公演、高校生の神楽甲子園の実施など成果の出ている未来創造事業、子育て支援センター一時預かり委託事業による病後児の預かり施設の新設、農協と連携した農業後継者育成支援事業、給食センター運営事業など幅広い分野にわたる30の項目を越える新規事業を執行し、それぞれ一定の成果を得ています。今ここで一つ一つの事業の成果を示すことはしませんが、平成21年度から継続事業である結婚サポート事業や神楽東京公演の未来創造事業による成功実績、ふるさと応援の会の設立など新聞やテレビによりその成果の一部が報道されるなど、広く市民に周知されているところであります。

23年度も非常に新規事業が多いこともあり、監査委員による決算審査は特に慎重に審査され、より精度の高い審査が行われていると認められる箇所が意見書の中に随所に見受けられます。

その一例として、監査委員による決算審査意見書の行政評価システムの定着の項では、主要事業について日常的に管理され執行されている状況を認めたとしています。

また同意見書では、少子高齢化対策、産業観光政策、教育行政策等、厳しさを増す行政経営の中で取り組むべき課題は部局をまたいで山積しているが、いずれも職員は情報を共有しながら果敢に取り組んでおり、成果はおのずと現れると確信すると結ばれています。職員の皆さんの日々の安芸高田市職員としての誇り、ゆるぎない信念、並々ならぬ努力の成果が私にはしっかりと見てとれます。安芸高田市の希望の持てる将来を暗示しているように思えるのは私だけではないでしょう。私も23年度決算審査常任委員会において、23年度の1年間を振り返りながら慎重に審査をいたしました。いずれの事業も適正に執行されていると認め、決算常任委員会委員長報告は適切であり、賛成討論といたします。終わります。

○藤井議長 次に、本件に対する反対討論を認めます。

反対討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認め、次に本件に対する賛成討論の発言を許します。
12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 12番、秋田でございます。一般会計決算の賛成討論を行わせていただきます。

私は一般会計決算審査に当たり、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認し、検証することにより予算効果、行政効果を客観的に判断することを基本に着眼点として予算が議決した趣旨と目的に従って効率的に執行されたか、行政効果が発揮できたかどうか、それから判断して今後の行財政運営にどのように改善工夫がなされるお考えかなど、主要施策の成果に関する説明書を中心に、多岐にわたり質疑をさせていただきました。

また、本市の持続可能な財政運営の確立のために、自主財源確保の重要性という観点から地方税の対平成22年度決算について減額となっていることに対し、4年連続減額となっていることに対し、今後のお考えと質疑をさせていただきました。

そうしたことを踏まえ、賛成討論に至る経緯を述べさせていただきます。

まず、普通会計財政状況から判断させていただきますと、私が質疑をさせていただいた市税につきましては、対前年では約6,000万円の減となっておりますが、自主財源全体で考えてみますと、繰越金、諸収入の増加により対前年約1,800万円の増となっており、自主財源比率も22.5%と対前年比2.7%増となっております。自主財源においては、財源の多寡は行政活動の実勢と安定性を確保できるかどうかの尺度と成り得るもので、今回の決算では評価できるものではないかと私は判断いたしました。

ただ、自主財源比率の増加では、一般会計歳入総額が対前年約30億4,000万円の減額の中での数値であり、行政として取り組まれている企業誘致、未来創造事業、あるいは定住支援対策事業のさらなる充実を目指され、人口減対策の向上により、自主財源確保対策につなげていただきたいというふうに考えます。

また、財政健全化に向けた平成23年度決算に基づく健全化判断比率報告書、財政健全化4指標では、連結実質赤字比率はともに黒字のため比率はなく、実質公債比率は16.2%と対前年1.2%改善され、将来負担比率では138.5%、対前年比11.4%減となっており、財政健全化を判断する4指標はいずれも基準値を超えるものではなく、健全性を維持していることから評価に値するものだと私は判断いたしました。

ただ、審査意見書等を参考にさせていただきますと、今後の財政状況では合併特例による普通交付税の減額も始まり、厳しさを増す状況にあり、バランスの取れた財政運営を要望するとありますが、私も同感であ

り、限られた予算内で最大限の効果を出し、市民サービスの低下を招くことのない財政運営を考えていく必要があると認識いたしております。

次に、主要施策の成果に関する説明書を中心に、総務、衛生、農林水産、教育などについて、成果等についてお伺いいたし、特に成果を基にした今後の課題について質疑をさせていただきましたが、各部署の職員より適切なる答弁をいただき、既に平成24年度各事業も半年を過ぎた中で、23年度決算が24年度に生かされていると実感し、23年度事業における効果について評価しているところでございます。

また、第2次安芸高田市行政改革推進実施計画の実績、報告書も加味いたしますと、平成23年度、121項目の実施項目について効果額では約3億4,400万円との報告があり、改めて評価をさせていただいているところでございます。

以上のようなことを踏まえ、平成23年度決算については相対的に効果が出ていると判断でき、このことをもとにさらなる行政効果を求めることに努力されることを望み、人輝く・安芸高田に向かうことを確信し、賛成討論とさせていただきます。

○藤井議長 引き続き、本件に対する賛成討論の発言を許します。

8番 山根温子さん。

○山根議員 認定第1号「平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について」、賛成討論をいたします。

各事業について慎重に審議いたしまして、私も質疑を各事業いたし、おおむね賛成ではありましたが、決算常任委員会においての高額の随意契約についての質疑の中で、この随意契約について私の中で疑義の解明まで至っておりませんでした。

随意契約は発注者側の都合により、特定の事業者を指定して契約を締結する方式であり、本市においては地方自治法施行令第167条の2で定める9件の要件のうち、次の7つの要件に基づいて実施されております。

1番、緊急の必要により競争入札に付することができないとき。2項、競争入札に付することが不義な時。3項、競争入札に付した結果、入札者がいない時。4項、契約の性質または目的が競争入札に適さない時。5項、一定金額以下の少額契約を締結するとき。6項、落札者が契約を締結しない時。7項、直に比して著しく優位な価格で契約を締結できる見込みがあるとき、の以上です。

今回の随意契約は、この1項目の緊急の必要により競争入札に付することができない時という要件に基づいて実施されたことを現状路線の確認などにおいても理解いたしました。このことから、今回の一般会計決算の認定については、賛成をいたします。今後も入札については、法令遵守の上、行われますよう申し上げておきます。以上です。

○藤井議長 引き続き、本件に対する賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 賛成討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、認定第1号「平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 認定第2号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について

○藤井議長 次に、認定第2号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。  
討論がございますので、まず反対討論の発言を認めます。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」、反対の立場で意見を申し上げます。

平成24年度の国保税改定において20%近い急激な税率上昇により関係市民に大きな不安を与えました。これは前年度である、いわゆる平成23年度の国民健康保険特別会計の運営が適正に行われなかったことが一因としてあげられます。数年前からこの状況は予測可能であり、その対策を怠った結果であり、市民への国保税改定に伴う説明会でもその報告がなされております。明らかに政策的な影響によるものと受けとめざるを得ません。

国保財政調整基金も大きく取り崩しておりますし、本来の基金は税収不足を補うものではなく、突発的な伝染病等に対応すべき役割が基金にはあるべきで、そのような考え方がこの決算では見受けられません。以上のような観点の理由によって、この認定には反対をするものであります。

○藤井議長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 賛成の討論を行います。

国民健康保険は言うまでもなく、病気になった時やけがをした時、いつでもどこでも安心して医療を受けられる私たちの命を守るためにみんなで助け合う大切な制度であります。

将来にわたって維持し、安定した運営をするためには私たちは常日ごろからの健康管理は大切なことですが、社会情勢の変化の影響で構造的な問題もあり、国としても制度の見直しが必要ではないかというふうに私は思っております。

平成23年度の国民健康保険特別会計は、一般会計から法定外繰り入れを行っての国保運営となっており、特別会計としての本来の運営とは言

いがたい面もありますが、平成20年のリーマンショック後の長引く経済不況などで、冷え込む日本経済状況や低所得者や高齢者の加入割合が高いなど、国保実態を見た時、国保税負担軽減策としても捉えられたこともあり、適切な判断に基づく措置であったと考えます。

また、23年度において将来の国保財政の安定化に向け、市独自の国民健康保険財政安定計画もあえて策定され、健康づくりや各種検診、生活習慣の改善、介護予防など総合的な保険事業への取り組みを着実に積極的に進めながら、健全な国民健康保険財政運営を目指しており、事業も適正に執行されていると認め、賛成討論といたします。終わります。

○藤井議長 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認め、次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○藤井議長 賛成討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第2号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 認定第3号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

○藤井議長 次に、認定第3号「平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第3号「平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 認定第4号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について

○藤井議長 次に、認定第4号「平成23年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認

定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第4号「平成23年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 認定第5号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について

○藤井議長 次に、認定第5号「平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第5号「平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 認定第6号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について

○藤井議長 次に、認定第6号「平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第6号「平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 認定第7号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計決算の認定について

○藤井議長 次に、認定第7号「平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、認定第7号「平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 認定第8号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

○藤井議長 次に、認定第8号「平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、認定第8号「平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 認定第9号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について

○藤井議長 次に、認定第9号「平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、認定第9号「平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 認定第10号 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について

○藤井議長 次に、認定第10号「平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第10号「平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 認定第11号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について

○藤井議長 次に、認定第11号「平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第11号「平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 認定第12号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について

○藤井議長 次に、認定第12号「平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、認定第12号「平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第14 認定第13号 平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について
○藤井議長 次に、認定第13号「平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、認定第13号「平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第59号 安芸高田市の私債権の管理に関する条例

日程第16 議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第17 議案第64号 安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例

- 藤井議長 日程第15、議案第59号「安芸高田市の私債権の管理に関する条例」の件から、日程第17、議案第64号「安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

本3件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 秋田雅朝君。

- 秋田総務企画常任委員長 総務企画常任委員会委員長報告を行います。

平成24年9月10日付で、総務企画常任委員会に付託のありました、議案第59号、議案第62号及び議案第64号の3件について、議案審査の結果を報告いたします。

付託されました議案3件につきまして、9月18日に委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

「議案第59号 安芸高田市の私債権の管理に関する条例」は、安芸高



田市の私債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、各債権所管課が個別に進めてきた手続の明確化・統一化を図り、債権放棄を適切に進めるため、債権放棄できる規定を明らかにし、私債権の管理を適正に行うことを目的とするというものであります。

委員から、「条例制定後の滞納整理の取り組み・計画はどのように考えられているか」との質疑があり、執行部より、「使用料などの私債権については、債権額が膨らまないように、水道使用料であれば、給水停止の措置を行うなど現実的な対応を引き続き行い、徴収のための費用対効果を含め総合的に判断し、この条例の条文を見ながら、必要に応じて債権放棄をしていきたいという考えである。」との答弁がございました。

次に「議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、辺地総合計画にある「土師ダム周辺整備事業」について事業費の変更を伴うものであります。

委員から、「変更となる事業費の内訳は」との質疑があり、執行部より、「当初の計画から追加したものについては、グラウンドゴルフ場整備約1,000万円、遊具施設整備約3,000万円、イベント会場アミーゴの解体及び合併浄化槽の設置が主たるものとなっている。」との答弁がございました。

次に「議案第64号 安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例」は、光ファイバーケーブルを利用した情報通信基盤を構築し、行政情報等を広く市民に伝えるとともに、高度情報化社会に適応したまちづくりを推進することを目的として、安芸高田市光ネットワークの設置及び管理に関し、必要な条例を新たに制定するものであります。

委員から、「お太助フォン等の利用料における明文化については」との質疑があり、執行部より、「国の法律では、基本的には市が施設を提供して、電気通信事業者がサービスを行うこととなっているため、料金決定については、条文化することは適当でないとされている、市と電気通信事業者とIRU契約を結ぶ、その中で金額を明文化し、市民へも広報等でお知らせしていきたい」との答弁がございました。

また委員から、「他市の例では、料金を明確にした条文があるが」との質疑があり、執行部より、「指定管理委託という形で管理・運営される場合は、利用料の金額を規定した条例はあるが、今回のこの条例は、IRU契約をすることを想定した条例であり、IRU契約を基本とする条例においては、利用料金の記述はないものと理解している。」との答弁がございました。

付託されました3議案について、それぞれ慎重に審査、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 議案第59号の「安芸高田市の私債権の管理に関する条例」の件で、委員長にお尋ねいたしますが、課税には地方公共団体が課税権に基づいて行う課税がありますし、今回、私債権の関係で特に関係するものもありますけども、住宅貸付資金、こういったものの、先ほど申し上げた一般的な課税金に基づく課税とどういった違いがあるのか認識をされて審議をされたのか、お伺いをいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、委員長の答弁を求めます。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいまの熊高議員さんの質問でございます。

水道使用料と一般との違いとかというような質問だったと思うのですが、委員会の中で委員のほうから使用料などの私債権については住宅使用料とか水道使用料が大きなウエートを占めているんですが、債権が膨らまないように、例えば、住宅であれば明け渡しを請求したり、水道であれば給水停止の措置をとっていくというような現実な対応をしていくというようなことの執行部からの説明があり、そこらあたりで使用料の区別というか、住宅使用料も含めた区別等は費用対効果がどうなのか、徴収するためその費用を使うのはどうかというような総合的に判断した条例の条文を見ながら債権放棄をしていきたいというような考えであるというような答弁が委員会の中でございました。ちょっと答弁になるかどうかわかりませんが、そういったことが委員会の中でございました。

○藤井議長 以上で委員長答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第59号、議案第62号、議案第64号の3件に対する一括討論を行います。

本3件に対する討論はありますか。

討論がございますので、これより本3件を個別に討論、採決を行います。

まず、議案第59号「安芸高田市の私債権の管理に関する条例」の件に対する討論の発言を許します。

まず、反対討論の発言を認めます。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 議案第59号「安芸高田市の私債権の管理に関する条例」について反対の立場で意見を申し上げます。

本条例は債権放棄による税の回収不能と回収に係る経費の、いわゆる費用対効果としてみる場合、もろ刃の剣でもあると考えております。ただし、住宅貸付資金等は貸し借りの契約締結によって発生する債務であり、返済の意志をもって契約を締結し、返済を約束して借りた債務であります。

租税より義務はより大きいものと思われまゝ。破産開始手続や生活困窮者、あるいは所在不明のもの等、多種多様な案件が発生していることは理解できますが、債権放棄にわたって放棄の具体的な基準がいま一つこの中身では見えてこない。さらに具体的基準を設けていたとしても、この基準に適応するかどうかの調査がどこまでできているのか、疑問が残るところであります。少しでも解消困難な案件は、安易に債権放棄に走ることにつながりかねないのではないかと危惧をせざるを得ません。

とりわけ平成23年度の予算執行状況でも指摘した通り、公平公正な執行に疑問を持つ者としてはこの条例に安易に賛成することはできないという立場で反対とさせていただきます。

○藤井議長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。  
賛成討論ありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 賛成討論なしと認めます。  
次に、本件に対する反対討論の発言を許します。  
反対討論ありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第59号「安芸高田市の私債権の管理に関する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第62号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の件に対する討論の発言を許します。  
討論ありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第62号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第64号「安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例」の件に対する討論の発言を許します。  
討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第64号「安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
この際、11時25分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時09分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第65号 安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例

○藤井議長 日程18、議案第65号「安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例」の件を議題といたします。

本件は、葬斎場建設調査特別委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

葬斎場建設調査特別委員長 赤川三郎君

○赤川葬斎場建設調査特別委員長 葬斎場建設調査特別委員会から報告をいたします。

平成24年9月10日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

付託された議案につきまして、9月14日に委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第65号「安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例」は、平成25年4月1日に供用開始予定の、新たな市の葬斎場を設置するに当たり、その管理運営に必要な事項を定めるものであり、火葬業務のほか、併設される式場などの施設利用に関する事項、また、その管理を「指定管理者」に行わせることができることなどを定めるものであります。

審査の中で出された主な質疑や意見は次のとおりです。

委員より、「施設内の「静穏の間」について、使用時間・利用料金の規定がないが、どのように使用することを想定しているのか。個別に使用されるのならば、料金等の設定が必要ではないか。」との質疑があり、執行部より「この「静穏の間」については、基本的に、火葬に向かう途中に、最期のお別れ、簡単な焼香をし、火葬前ホールへ行くという、一時通過的な想定をしている。火葬の中の一連の共用と考えており、共用の部分であるので、使用料の設定は必要ないとする。」との答弁がありました。

また、委員より、火葬料について、「市の併設する式場で葬儀を行う

場合には霊柩車が不要であるが、霊柩車を使用する火葬との料金的な差が無いという点について、霊柩車の使用料を別に定めるべきではないか」との質疑がありました。執行部より、「中山間地域である本市は、民間の霊柩車台数も少ないため、これまでも福祉サービスとして、火葬場までの霊柩車の運行を行ってきた。この霊柩業務に対価を取るということになれば、運送業法の関係で、市で霊柩車の運行ができなくなる。民間での運行になれば、葬儀場所から火葬場の距離により料金に差が生じるなどの課題が生じる。市民にとってこのような個々の不利益を与えるよりは、最低限の、火葬業務に対する霊柩業務として、遺体と喪主を火葬場まで運ぶことについては、これまでどおり行政の福祉サービスの一環として行っていきたいということで、差をつけないという判断をした。」との答弁があり、委員より、「いろいろな法律に基づいてということで一定の理解はするが、そこで通夜をされる方と一般の方で差が出るということは確かであり、課題が残ると考える。」との意見がありました。

また、委員より、「霊柩車に対価が生じれば、自宅や、他の葬儀場での葬儀では料金が追加で必要になるが、全ての方が市の葬斎場で葬儀ができるわけではない。公がかかわる部分においては、葬儀をする場所によって料金に差額が出ないように条例は定めるべきである。」との意見が出ました。

また、火葬料について委員より「向原、八千代、吉田の3町では、これまでの3万1,000円から2万5,000円に下がるため、使用する方にとってはよいかもしれないが、公費の投入は増加する。かかるコストをしっかりと調査した上で、受益者負担の割合、公費の投入額についてももう少し議論し、このようにサービスが上がっているということを市民にしっかりと知らせすべきではないか」という質疑がありました。執行部より「いろいろな施設の経営の中で、採算ベースを図っていくのは基本であるが、こういった火葬場という施設については、市民の福祉の向上という行政の責務のためには、ある程度の公費負担はやむを得ないと考える。行政はこういう意味でこういったサービスを行っているということ、今後、広報誌等を通じて市民へ説明してまいりたい。」との答弁がありました。

火葬料については、その他にも、「財政健全化計画の中ではあるが、人生の終えんの場合であり、安芸高田市でこれまでいろいろと御貢献されてきた人を送り出す施設である。市として御苦労さまでしたという意味で、他の部分を節約してでも、この部分については安ければ安いほうがよい。」との意見もありました。

また、委員より「この条例は指定管理を前提とした条例であるが、指定管理者を選定する際の一番のポイントはどこになると考えているか」との質疑があり、執行部より「過去の火葬場運営の実績や、新たに併設された式場でいかに市民の利便性を図るということを重点的に見たい。あくまでもしっかりとした火葬業務を行っていただくこと、それに伴い

式場の案内、運営をしっかりといただくことが採点の要綱になる」との答弁がありました。

その他、施設の使用時間が超過した場合や、動物炉で火葬できる小動物の大きさ、手術肢体等で規程以上の大きさのものを持ち込む場合について、などの質疑がありましたが、詳細については、今後、規則や要綱へうたいこむ予定であるとの答弁がありました。

また、施設の利用方法等に関して、市民に啓発、広報を求める委員の意見も多くあり、今後、各戸配布の「利用のしかた」の作成や、広報紙への掲載、場合によっては説明に行くことも考えているとの答弁がありました。

討論では、反対討論1件、賛成討論3件がありました。慎重に審査し、採決した結果、本条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告といたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。討論はありますか。
討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 議案第65号「安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例」について、本条例案のうち第12条2項の中で、「指定管理者は第5条、第6条及び第11条に規定する市長の権限を行うものとする」とありますが、第5条は葬斎場の使用時間を定めるものであり、指定管理者がその権限で変更した場合、使用料にも影響することもあります。

三次市の条例の場合、時間変更は市長の承認を受けるということに別に定めてあります。

また、第11条では公の秩序を乱すもの等の入場拒否の規定がありますが、広島市の場合、その権限を指定管理者は設備の損傷等に限定をしております。市長の権限を残し、慎重な対応を行うよう規定をしております。

安芸高田市の場合は、指定管理者に大方のそういった判断を委ねております。ということは、指定管理者に責任を多く負わせることによって、本来その形がいいのかどうか、そういったところを不安を持っております。

さらに、先ほど委員長の報告にもありましたけれども、第5条関係の区分のうち霊柩車とありますが、第8条関係の料金表にはその対価となるものが明記されておられません。委員会の中でも有償、運送法の関係等がありますということでお答えをいただきましたが、あるいは規定等に委ねるにしても条例に表記するとしては不十分な内容であると判断をさ

せていただきました。

以上の理由によって、本条例案に対しては反対するものであります。

○藤井議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 賛成討論を行わせていただきます。

今回の「安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例」は、第1条の市民福祉と公衆衛生の向上など設置目的から始まり業務内容について、また管理は指定管理者が行うこと、使用料金についてなどの13条からなるものと第14条において条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとされております。

今回、提案されました設置管理条例は、県内他市の標準的な条項をもとに作成されており、平成25年4月1日の葬斎場供用開始に向けて私は不備はないと認識いたしております。

特に今後重要となってくる維持管理につきましては、第2次安芸高田市行政改革によりまず民間活力を活用する改革の中で、有効活用という観点から指定管理者制度での運用であり、県内他市を見てもほとんどが指定管理の運営方法をとられております。

その指定管理者の選定においては、業者公募の方向性として条件つき公募、提案型プロポーザル方式とされ、委員会の質疑に対する答弁にもありましたが、過去の火葬場運営の実績、新たな式場における市民の利便性向上に重点を置き、式場の案内、運営などしっかりとした火葬業務を行っていただくことが採点の要綱となるとのことで、私も市民の代弁者としてそのところを強く望んでいるところでございます。

また、葬斎場の使用料、火葬料については、先ほど述べさせていただいたように、行財政改革を念頭に応分の受益者負担として規定され、現行の使用料に比べて過大な負担とならないよう、また民間葬儀業者を圧迫しない範囲での定めとされていることに注目し、判断することが大切であると思っております。

何よりも注視する点として、第1条に掲げてあるように、葬斎場は住民福祉サービスの向上のための施設であり、公共性の高い施設であることを念頭に、行政として一定の公費負担も必要と考えられており、私はこのところを高く評価するものであり、今後においても行政と指定管理者が連携を密にされ、市民サービス向上につながることを要望するものであります。

今回提案された「安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例」を可決することにより、次のステップである管理、運営の方法、管理運営業者の決定などがスムーズに行われ、確実に平成25年4月1日の稼働につながることを強く望み、議案第65号の賛成討論といたします。

○藤井議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。賛成討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 賛成討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第65号「安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 発議第2号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書について

○藤井議長 日程19、発議第2号「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書について」の件を議題といたします。

この再議案の朗読を省略をいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長 青原敏治君。

○青原文教厚生常任委員長 発議第2号「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書について」の提案理由の説明を行います。

本定例会会期中の文教厚生常任委員会における審査案件、「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願」について、9月19日に委員会を開催し、審査をした結果、採択といたしました。

陳情書の内容は、「我が国のB型肝炎・C型肝炎患者は約350万人と推定されるが、その大半が医療行為による感染であり、国の責任による医原病であるので、高い治療費負担や治療に苦しむ患者を救済するため、肝炎対策基本法に基づき必要な措置を取るよう、国会及び政府に対して意見書の提出を求める」ものであります。

この陳情の趣旨を踏まえ、肝炎対策基本法に基づき、必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済を実施すること、ほか8項目について、速やかに必要な措置を求める意見書を国会及び政府に対して提出するものです。何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。



(討論なし)

- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第2号「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書について」の件を起立により、採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 発議第3号 「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度堅持を」求める意見書について

- 藤井議長 日程20、発議第3号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度堅持」を求める意見書について」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
文教厚生常任委員長 青原敏治君。

- 青原文教厚生常任委員長 発議第3号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度堅持」を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

本定例会会期中の文教厚生常任委員会における審査案件「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する陳情」について、9月19日に委員会を開催し審査した結果、採択をいたしました。

この陳情の趣旨を踏まえ、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について国庫負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充することなどについて求める意見書を政府に提出するものです。何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(討論なし)

- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第3号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度堅持」を求める意見書についての件を起立により、採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

○藤井議長 日程21、発議第4号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長 前川正昭君。

○前川産業建設常任委員長 発議第4号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について」、提案理由の説明を行います。

本定例会・会期中の産業建設常任委員会における審査案件「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について」について、9月20日に委員会を開催し審査した結果、委員全員が趣旨に賛同し、採択をいたしました。

要望書の要旨は、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進める」とされています。

地球温暖化防止をより確実なものとするため、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や再生可能エネルギーの活用等の取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足等厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、次のことの実現を強く求めるものです。二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること、等を求める意見書を政府関係機関に対し、本市議会として意見書を提出すべく発議するものであります。何とぞ、議員の皆様のご御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第4号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書について」の件を起立により、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 発議第5号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程22、発議第5号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 発議5号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。

この条例改正は、本年11月の市議会議員一般選挙において、改選される議員定数が現在の20名から18名と、2名減となることに伴い、本委員会条例中の委員定数等を整理するものでございます。

現在の3常任委員会をそのまま継続し、各常任委員会の定数をそれぞれ6名とすることとし、改正する条文の内容は、総務企画常任委員会並びに文教厚生常任委員会の委員定数を、それぞれ現行の「7人」から「6人」に改め、また、現在の「予算常任委員会」と「決算常任委員会」を統合して「予算決算常任委員会」と改めるとともに、委員定数を「17人」に改めるものです。

なお附則として、この条例は、改選後の任期となる本年12月1日より適用するものでございます。適切なる御審議いただきますようお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第5号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を起立により、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 閉会中の継続調査の件について

○藤井議長 日程第23、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から所管事務調査につき、閉会中の  
継続調査の申し入れが提出されております。

本件においては、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって本件については、これを承認するこ  
とに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたし  
ました。

これにて平成24年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前11時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員